

平成20年度第2回兵庫県入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成20年9月2日(火) 兵庫県民会館 3階「304号室」	
委員	根岸 哲 (甲南大学法科大学院教授) 西村 多嘉子 (大阪商業大学総合経営学部教授) 西畑 彰夫 (公認会計士) 木村 治子 (弁護士) 小西 庸夫 (元兵庫県代表監査委員)	
審議対象期間	平成20年4月1日～平成20年6月30日	
議案1 入札及び契約手続の運用状況等の報告	欠席委員：なし	
議案2 抽出した工事に係る入札及び契約手続等の審議		
議案3 談合情報があった案件に関する審査		
抽出等案件		
公募型一般競争入札	3件	
制限付き一般競争入札	3件	
指名競争入札	3件	
談合情報	2件	
委員からの質問・意見 それに対する回答等	質問・意見	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	なし	

別 紙

	質 問	回 答
1	<p>入札及び契約手続の運用状況等の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指名停止期間が12カ月と長いものがある。どのような要件が適用されたのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指名停止基準では、指名停止期間満了後3年以内に競売入札妨害行為を行っていたことが明らかになった場合、指名停止期間を通常の2倍にすることとしており、この要件に該当した。</li> </ul>
2	<p>抽出した工事に係る入札及び契約手続等の審議</p> <p>(1) 公募型一般競争入札：神戸県民局（神戸土木事務所）発注「舞子公園平成20年度 旧木下家住宅保存修理工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公募型一般競争入札であるにもかかわらず、入札参加は1者だけなのか。</li> <li>・ 平成18年度～19年度に実施した同住宅に係る解体工事及び一部改修工事の施工企業は、当審議案件における施工企業と同一である。 また、工事は特殊で専門的、入札は1者の参加であったことから、入札は行わずに随意契約としてもよかったのではないか。</li> </ul> <p>(2) 公募型一般競争入札：東播磨県民局（加古川土木事務所）発注「加古川小野線東播磨南北道路 神野南（第16）高架橋 外1橋上部工事」</p> <p>(3) 公募型一般競争入札：北播磨県民局（社土木事務所）発注「372号野村河高バイパス加東大橋上部工事(その1)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2件とも鋼橋梁（上部）工事で予定価格の差も少なく、同一企業が落札しているにもかかわらず、入札では、(2)の工事は入札金額が予定価格を上回った企業が多く、辞退者も多いうえ、落札率は94.5%と高い。(3)は、入札したすべての企業が予定価格を下回り、辞退者も少なく、落札率は76.6%と低い。 予定価格の積算は適正にされていたのか。</li> <li>・ (2)の工事は契約を6月、(3)は4月に締結されている。発注の少ない4月の方が入札金額が低くなるということはあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立都市公園において、このような文化財に係る工事の実績を有する企業を調べ、最大入札参加見込者数を19者としたが、1者のみの参加となった。</li> <li>・ 設計金額に基づくと、Cランクの企業を対象に制限付き一般競争入札を行うことになる。 入札参加企業が限られる工事内容であることから、より競争性を高めるため、Aランク及びBランクの企業も対象にして、県外企業も参加できるよう公募型一般競争入札を実施した。 結果は1者のみの入札参加で、当該企業と契約したが、県外に本社を置くAランクの企業である。</li> <li>・ (2)は2本の桁を製作・架設する工事で最大支間長は29mと37m、(3)は桁が1本で最大支間長60mであり、工事内容は異なっている。 各企業は施工に係る経費や工期などから積算して、(2)の工事の入札金額が高くなったと考えられる。 なお、予定価格については、基準に基づいた適正な積算が行われている。</li> <li>・ 4月は発注が少ない中で、競争性が強く働いたことは考えられる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (3)の橋梁部に接し、今後に入札を行う陸上部の橋梁工事について、入札の結果、(3)と異なる企業が施工することに問題はないのか。</li> </ul> <p>(4) 指名競争入札：東播磨県民局（加古川土木事務所）発注 「加古川下流域下水道事業 第1系用水・消毒機械設備工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門企業を指名しているにもかかわらず、15者中、8者が辞退しているのはなぜか。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 辞退理由は聞いていないとのことであるが、その理由を発注者がある程度知っておかないと、今後の入札で難しいところが出てくるのではないか。 辞退理由を聞くような仕組みが考えられないか。</li> </ul> <p>(5) 制限付き一般競争入札：県土整備部（営繕課）発注 「県立香寺高等学校講義棟建築工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再度入札で落札候補者が決定しているが、最初の入札後、各企業は自社以外にどこの企業が入札に参加しているかはわからないのか。</li> </ul> <p>(6) 制限付き一般競争入札：県土整備部（営繕課）発注 「県立大学新在家キャンパス管理栄養士科学舎その他建築工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低金額で入札した企業の落札決定が保留されているのはなぜか。</li> </ul> <p>(7) 制限付き一般競争入札：淡路県民局（洲本土地改良事務所）発注 「経営体育成基盤整備事業市西地区 第4 - 1工区工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低入札価格調査を行ったうえで落札者を決定しているが、調査の対象となる金額はいくらか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 橋梁のタイプも異なるので、施工企業が違ってても不都合は生じない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当工事は、これまで多くの辞退の発生等により入札が成立せず、1月～4月の間で合計4回の入札を行った。1回目は公募型一般競争入札、2回目からは指名競争入札を実施し、4回目によやく成立した。 機械器具関連工事の場合、民間工事の比率が高いことから、企業は公共工事の入札参加に対する判断が厳しく、辞退が多いと考えられる。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札に参加する、しないは企業側の判断であると言われる部分が多いので、非常に困難なところはあるが、考えてみたい。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最初の入札で、入札したすべての企業が予定価格を超過した場合、メールで直ちに再度の入札を行うことを連絡する。その際、最初の入札における最低入札金額も連絡する。 参加した企業名は、落札候補者を決定した後に公表するため、電子入札を行った場合、その時まで自社以外の入札参加企業はわからないことになっている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当入札の入札参加資格の確認は、調査最低制限価格以上で、最低金額を入札した企業に対して、入札後に行う事後審査型としている。 当該企業を落札候補者として落札決定をいったん保留し、資格の確認ができれば落札を決定する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開札結果表で公表している調査基準価格を下回った場合に調査を行うこととしている。</li> </ul>
--	--	--

<p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事地域はたまねぎやレタスの栽培が非常に盛んであるが、支障はでないのか。</li> </ul> <p>指名競争入札：農政環境部（但馬高原林道建設事務所）発注 「地すべり防止事業（20E第2号の1）」</p> <p>指名競争入札：農政環境部（但馬高原林道建設事務所）発注 「地すべり防止事業（20E第2号の2）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2件の入札とも、各企業は大体同じような低い金額で入札しているが、これをどう考えるか。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低制限価格は公表しているのか。</li> </ul> <p>談合情報があった案件に関する審査 制限付き一般競争入札：但馬県民局（豊岡土木事務所）発注 「(砂)上地川 第2砂防堰堤工事」 「(砂)坂津川 砂防ダム建設工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面で寄せられた談合情報では、豊岡市における旧但東町内の工事は、ほぼ地元企業が高落札率で受注しており競争原理が働いていないと記載されているが、実際はどうなのか。</li> <li>・ 当委員会でも、昨年度から談合情報があるごとに検討を行っている。 状況は変わってきているようであるが、これまで寄せられた談合情報は但馬地域が圧倒的に多いことから、同地域において、もう少し入札に参加できる企業の地域要件を広げることはいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工期の設定に際しては、事業計画の当初から地元と十分に協議を行い、収穫を待って工事に着手し、工事年度は休耕していただくといったようなことのご理解をいただいている。 なお、広い地域を年度ごとに区分して工事を行うので、地元の方が全く栽培ができないような期間が生じることはない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札を行う際に提出していただく積算内訳書からは、各企業とも独自で積算していることは確認した。 今年度から最低制限価格の算定式を公表したことから、各企業ともこれに近い金額で入札したことが考えられる。</li> <li>・ 算定式はすでに公表しているが、価格は契約締結後に公表する。</li> <li>・ 今年度からは制限付き一般競争入札を2千万円から引き下げ1千万円以上で実施している。 また、8月20日の時点では、旧但東町内の落札率は84.6%、同地域を含む豊岡土木事務所が行った入札は82.6%となっており、差はほとんどない。</li> <li>・ 7千万円以上の工事を発注できる企業は、豊岡市内には28者あり、競争性は十分確保されていると考えられる。 なお、7千万円以上の工事の工期は200日を超えるが、冬場の工事は除雪時間が遅い地区はどうしても地元の企業でないと対応できないといった地域性がある。 地域要件を但馬地域全体に広げた場合、施工場所から遠く離れた企業があえて低価格で入札・落札し、地元企業を下請けに使うケースも考えられる。</li> </ul>
--------------------------------	--	---

また、本県の行財政構造改革の取り組みのなかで、事業費は抑制されてきている。

但馬の建設業は大きな地域産業であり、地域に及ぼす影響を勘案しながら考えないといけない。

課題であることは認識しているので、総合評価落札方式の導入など、新しい試みも進めている。

その他：政府調達に関する苦情処理、建設工事に係る再苦情処理について

・今回は、無かった旨、事務局より報告。